

介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

平成21年5月から介護サービス事業者に業務管理体制の整備及びその届出が義務付けられました。

これは、介護サービス事業者の皆さまに、法令遵守の義務の履行を確保していただくため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と介護事業運営の適正化を図るためです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定、又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関（厚生労働大臣、大分県知事又は市町村長）に届け出ることになっています。

新たに介護サービスの提供を開始された事業者は、遅滞なく届出先の行政機関に届出なければなりません。

1. 届出書に記載すべき事項（介護保険法施行規則第140条の40）

届出事項	対象となる介護サービス事業者
①事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事務所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
②「法令遵守責任者」の氏名、生年月日	全ての事業者
③「法令遵守規程」の概要	事業所等の数が20以上の事業者
④「業務執行の状況の監査」の方法の概要	事業所等の数が100以上の事業者

2. 届出先（介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40）

区 分	届 出 先
① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
上記以外の事業者	地方厚生局長
② 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市 町 村 長
③ ①および②以外の事業者	都道府県知事

3. その他

詳細については、県庁ホームページ（様式等掲載）をご覧ください。